

新型コロナウイルス感染対策「セーフティネット保証4号」が発動

中小企業庁から新型コロナウイルス感染に係る中小事業者対策として、セーフティネット保証4号が発動されましたので情報提供いたします。

「セーフティネット4号」とは、自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度です。

このたび指定地域として47都道府県が指定され、本保証4号が発動しましたので、関係者への情報提供をお願いいたします。

詳細は、中小企業庁のホームページをご覧ください。

【中小企業庁プレスリリース】

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228001/20200228001.html>

【参考】

セーフティネット保証4号

1. 対象中小事業者

(イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

(ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、

原則として最近1カ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

2. 内容(保証条件)

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証(限度額2億8千万円)とは別枠で2億8千万円

よろしくお問い合わせいたします。

林野庁 林政部 木材産業課

流通班 流通担当専門職 西垣 太郎